

# 国民年金だよ



## 新成人の皆さんへ

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

## 国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しています。

また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

・老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

・学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修行年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・「若年者納付猶予制度」

学生ではない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一

定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## お得な前納制度

保険料は前払い（前納）すると割引になります。また、口座振替で前納すると割引額が上がります。加入月からの前納を希望する場合は、事前にお近くの年金事務所にお問い合わせください。



## 国民年金加入手続の流れ

①「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください

20歳の誕生月の前月に日本年金機構からお送りする「国民年金被保険者資格取得届書」に必要な事項を明記し、役場窓口かお近くの年金事務所に提出してください。

また、付加保険料（※）の納付や、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度の申請書を同時に提出することができます。

②「年金手帳」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方（しん）にはお送りしません。）

③「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関やコンビニエンスストアでの納付のほか、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

※付加保険料…定額保険料のほか月に月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度です。

## ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話 34-2121 内線 413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話 0166-72-5002